

議第111号

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

京都市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市崇仁コミュニティセンターの項中「京都市下京区下之町6番地の3」を「京都市下京区上之町38番地」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由

京都市崇仁コミュニティセンターの位置を変更する必要があるので提案する。